



# 横浜市立森の台小学校 P T A規約

昭和23年5月 制定  
中略  
移転・新設・校名変更に伴い校名変更  
平成15年3月 5日 第六次改正  
平成19年4月23日 実行委員会改正  
平成20年2月22日 実行委員会改正  
平成21年3月 5日 総会改正  
平成21年5月12日 総会改正  
平成23年5月10日 総会改正  
平成25年5月14日 総会改正  
平成26年3月11日 総会訂正  
平成27年3月 6日 総会改正

## 第1章 名称及び事務局

第1条 本会は、横浜市立森の台小学校P T Aと称し、事務局を森の台小学校に置く。

## 第2章 目的

第2条 本会は、次のことを目的とする。

1. 保護者と教職員が協力して、家庭・学校・地域社会における児童の健やかな成長を助ける。
2. 会員相互の親睦と理解を深め、教養の向上につとめる。

## 第3章 方針

第3条 本会の活動は次の方針をふまえて行う。

1. 学校教育を建設的に支援し、児童の教育や福祉に協力する。
2. 自主独立のものであって、どのような団体の干渉も受けない。
3. 運営に関しては、学校と互いにその立場を尊重し合う。

## 第4章 会員

第4条 本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者、本校に勤務する職員とし、会員はすべて平等の権利と義務を有する。

## 第5章 会計

第5条 本会の活動に必要な経費は、会費、その他の収入をもってあてる。

第6条 本会の会費は、一世帯当たり月額300円とする。

第7条 本会の資産は、第2章の目的達成のため以外に使用してはならない。

第8条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第6章 役員・顧問・会計監査委員

第9条 本会の役員は、次の通りとする。

1. 会長 1名（保護者）
2. 副会長 3名（保護者）
3. 書記 3名（保護者2名、教職員1名）
4. 会計 3名（保護者2名、教職員1名）

第10条 本会は、顧問を置くことができる。学校長を顧問とする。

第11条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、総会・役員会・実行委員会等本会の全ての会議を招集する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は代理をつとめる。
3. 書記は、総会並びに実行委員会の議事を記録し、各種の会合について通知する。
4. 会計は、本会の全ての金銭の収支を正確に記帳し、総会において会計監査を経た決算報告をする。

第12条 役員・顧問は、必要に応じ役員会を開き、会の運営について協議する。

第13条 本会には会計監査委員会を置き、その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

1. 会計監査委員会の委員は、2名（保護者）とする。
2. 会計監査委員は、役員・実行委員・校外指導実行委員経験者が望ましい。

第14条 役員及び会計監査委員の任期は1年とする。

但し、役員及び会計監査委員が任期中にやむを得ない諸事情で職責を果たせなくなった場合該当役員からの申し出を実行委員会承認することにより解任し、代わりに実行委員会にて承認を得た者を役員とすることが出来る。  
任期は年度末とし、再選することができる。

（※諸事情とは・・・引越し・介護・入院療養等）

第15条 役員及び会計監査委員の選出は次の通り行う。

1. 役員及び会計監査委員の候補者は、役員及び会計監査委員候補者推薦委員会により指名される。
2. 役員及び会計監査委員の候補者は、総会において、承認を必要とする。

## 第7章 役員及び会計監査委員候補者推薦委員会(以下推薦委員会)

第16条 推薦委員会は次の12名で構成し、原則として学年代表より委員長1名、副委員長1名、書記2名を選出する。なお、任務は役員及び会計監査委員が、年度末総会において承認された時点で終了とする。

1. 1～5年の各学年の保護者より2名の、学年代表10名
2. 教職員より選出された2名

第17条 推薦委員会の委員の氏名は、印刷物をもって公表する。

第18条 推薦委員会は、役員及び会計監査委員の候補者を推薦し、総会の前に、あらかじめ全会員に印刷物をもって通知する。ただし、全会員に通知する前に、被推薦者の同意を得なければならない。

## 第8章 総会

第19条 総会は、全会員によって構成される本会の最高議決機関である。

第20条 総会は、毎年2回の定期総会を開催し、次の事項を審議する。

- 年度始め総会 1. 事業報告及び決算報告に関する件 2. 事業計画及び予算案に関する件 3. その他の事項  
年度末総会 1. 新年度役員等に関する件 2. その他の事項

第21条 総会の定足数は、会員の5分の1（委任状を含む）とし、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第22条 会長は、実行委員会が必要と認めた場合、又は、会員の5分の1以上の要求があった場合は、臨時総会を召集しなくてはならない。

## 第9章 実行委員会

第23条 実行委員会は、役員・各委員会の正副委員長・顧問によって構成する。

会計監査委員は、役員・実行委員に含まれない。

第24条 実行委員会は、毎月1回開催し、委員の過半数の出席をもって成立する。また、決議には、委員の過半数の同意を必要とする。

第25条 実行委員会は、次の事項を審議する。

1. 各委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
2. 総会に提案する事項について審議検討する。
3. 常任委員会の委員並びに正副委員長の確認をする。
4. 推薦委員会の確認と新年度副会長・書記定数の決定をする。
5. 役員等に欠員が生じた場合にこれに補充する。ただし、会長欠員の場合には副会長の中より補充する。
6. 会員より委任された会務を処理する。
7. 特別委員会設置に関する事項について審議する。
8. その他、会の運営に関する事項について審議する。

## 第10章 常任委員会

第26条 本会には、常任委員会を置く。

1. 学年学級委員会
2. 保健厚生委員会
3. 成人教育委員会
4. 広報委員会

第27条 常任委員会の委員は、次のように選出する。

1. 学年学級委員会・広報委員会の各委員は各学級から選出する。  
保健厚生委員会・成人教育委員会の各委員は5、6年生を除く各学級から選出する。
2. 常任委員は兼務できない。

第28条 1. 学年学級委員会・保健厚生委員会・成人教育委員会・広報委員会の正副委員長は、委員の互選により選出される。  
2. 任期は1年とし、再任することができる。

第29条 常任委員会の任務は次の通りとする。

1. 学年学級委員会は、教育活動に協力し、学級の親睦を深めるようにつとめる。
2. 保健厚生委員会は、学校の保健・給食並びに児童の健康に関する事項につとめる。
3. 成人教育委員会は、会員の教養向上に関する事項を計画・実施することにつとめる。
4. 広報委員会は、広報誌を発行し、情報の伝達・意見の交換につとめる。

第30条 常任委員会は、いかなる事業計画についても実行委員会に諮らなければならない。

## 第11章 校外指導実行委員会の設置とその任務

第31条 1. 校外指導実行委員は各地区の班長より1～3名を選出し、任務は児童の校外生活の安全と指導につとめる。  
2. 校外指導実行委員会の正副委員長は班長の互選により選出される。

## 第12章 特別委員会

第32条 特別委員会は、実行委員会が必要に応じて設けることができる。いかなる事業計画についても実行委員会に諮らなければならない。

## 第13章 補足

第33条 規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。改正案は、総会の5日前までに会員に提示する。

第34条 本会の運営に関し細則が必要とする場合は、実行委員会の議決を経て定めることができる。ただし、実行委員会は、細則を制定又は改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。